

2023年5月19日

UNIVAS SSC

評価項目及び認証取得に向けた 雛形集の説明について (大学会員向け)



一般社団法人大学スポーツ協会
安全安心委員会

はじめに

この評価項目・雛形集は、「UNIVAS SSC（安全安心認証）」の取得に求められる13個の評価項目について説明しています。各評価項目では、安全安心な運動部活動の実現に向けて必要とされる仕組みや文書等に加えて、各要求事項をクリアするためのポイント解説と文書等の雛形（全8種類）が具体的に明示されています。

貴大学にて、別紙1の「運動部活動安全・安心マニュアル（雛形）」及びその添付資料である別紙2から別紙8までの書類を全て作成し、必要な仕組みを導入していただけますと、全ての評価項目がクリアされ、SSCを取得することができます。

貴大学におかれましては、必要とされる仕組みや文書等の一部を既に有していることと存じます。その場合には、それらとの整合性を取るべく別紙1の内容をカスタマイズしたり、別紙2から別紙8までを既存の書類で代用するなどの対応を行っていただければと思います。なお、これらの検討を行う際に不明な点がありましたら、遠慮なく下記の担当者までご連絡ください。必要なアドバイスをさせていただきます。

この評価項目・雛形集の活用により、SSC取得に向けた作業が効率的に進められ、貴大学によるSSCの取得が早期に実現されますことを切に願っております。

安全安心委員会委員長
川原 貴

担当：安全安心部 高田・笹原
tel 03-3234-0800
e-mail anzen.anshin@univas.jp

評価要領

- UNIVAS SSC評価項目は13項目から成り、**必須項目**と**一般項目**に分かれています。
- 各項目に2つの小項目があり、1つの小項目につき1点と換算します。
- SSCを取得するには、以下を満たす必要があります。
 - **必須項目**：5項目（10小項目）
 - ✓ 10小項目の全てを満たす。
 - ✓ よって、**10点**が必要となる。
 - **一般項目**：8項目（16小項目）
 - ✓ 16小項目のうち、12小項目以上を満たす。
 - ✓ よって、**12点以上**が必要となる。
 - 合わせて22点以上（**必須項目10点+一般項目12点以上**）が必要となる。

目次

評価項目	5
別紙1：「●●大学 運動部活動における 安全・安心マニュアル（雛形）」	9
別紙2：事故のリスク一覧	14
別紙3：施設安全のチェックシート	15
別紙4：施設の補修申請書	16
別紙5：保険加入の推奨について	17
別紙6：事故発生報告書	18
別紙7：事故原因究明・再発防止策検討シート	19
別紙8：UNIVAS相談窓口のご案内	20

評価項目

①評価項目	
【必須】リスクの洗い出し・運動部リスク管理責任者の配置	
1	【事故予防体制】運動部を取り巻くリスク全般の洗い出しを行っている。
1-1	■運動部の活動中に発生する事故リスクを洗い出した一覧がある。 ※一覧の例としては、ハード面・ソフト面の観点からスポーツ活動を巡るあらゆるリスクを洗い出した、 別紙2「事故のリスク一覧」 を参照して下さい。
1-2	■体育施設の危険個所を確認し、把握するためのチェックリストがある。 ※チェックリストの例としては、ハード面の破損状況などをチェックする、 別紙3「施設安全のチェックシート」 を参照して下さい。
2	【事故予防体制】運動部において発生する事故に適切に対応するため、運動部のリスク管理全般に責任を有する者（以下「運動部リスク管理責任者」という。）を大字として明確にしている。
2-1	■運動部リスク管理責任者が、教学組織、事務組織又はその他組織に配置されている。 ※運動部リスク管理責任者としては、スポーツ局長、スポーツ振興センター長、学生課長や学生支援センター長などを想定しています。 ※名称は、運動部リスク管理責任者以外でも構いません。
2-2	■運動部リスク管理責任者の配置を定めた文書がある。 ※「リスク管理規程」、「安全マニュアル」、「組織規程」、「事務分掌規程」などの文書において、運動部リスク管理責任者が明記されていることを想定しています。 ※文書の例としては、 別紙1「安全安心マニュアル」 を参照して下さい。
【必須】事故発生時の報告	
3	【事故予防体制】運動部の活動中に発生した事故情報の報告に関する基準を設け、情報収集、集約のスキームを構築している。
3-1	■報告すべき、運動部の活動中の事故の基準を定めた文書がある。 ※「リスク管理規程」、「安全マニュアル」などの文書において、「救急車を呼んだ場合」、「病院を受診した場合」、「受診はしないが応急手当を行った場合」などの報告すべき事故の基準が明記されていることを想定しています。 ※文書への記載例として、 別紙1「安全安心マニュアル」 を参照して下さい。
3-2	■事故が発生した場合の報告フォーム、報告ルート、報告フォームの保管ルール・共有ルールを定めた文書がある。 ※「リスク管理規程」、「安全マニュアル」などの文書において、これらの内容が明記されていることを想定しています。 ※事後評価のため、事故対応の経過（救急車を呼んだ事実、処置の内容など）を記載することを必要とします。 ※文書への記載例としては 別紙1「安全安心マニュアル」 を、報告フォームの例としては 別紙6「事故発生報告書」 を参照して下さい。

【必須】施設等の改善要望対応

4	【事故予防体制】運動部の学生、指導者などから、施設・設備・用具の破損、危険性に対する改善要望が上がってきた場合、その対応の要否を検討して対応が必要と判断した場合、1年以内に対応を行っている。
4-1	■施設・設備・用具の破損、危険性に対する改善要望に対し、想定されるリスクに応じて対応の優先順位（又は施設・設備・用具の使用禁止）を検討する会議体があり、その会議体について言及した文書が作成されている。 ※会議体としては、学生委員会、施設運営委員会又は施設管理担当部署による部内会議などを想定しています。 ※文書の例としては、別紙1「安全安心マニュアル」を参照して下さい。
4-2	■施設・設備・用具の破損箇所、危険箇所を発見した場合に改善要望を申請する仕組みがあり、その仕組みについて言及した文書が作成されている。 ※申請書の例としては、別紙4「施設の補修申請書」を参照して下さい。 ※文書の例としては、別紙1「安全安心マニュアル」を参照して下さい。

【必須】保険加入の推奨

5	【事故予防体制】運動部の学生、指導者の保険加入状況（加入の有無と加入保険の補償範囲）を1年に1回以上確認し、保険加入を推奨している。 ※加入保険例：傷害保険、賠償責任保険、学研災、スポーツ安全保険等
5-1	■運動部リスク管理責任者の所属部署において、毎年、学生の保険の加入状況を把握している。
5-2	■保険加入を推奨する文書があり、毎年、チラシなどを用いて運動部に保険加入を推奨している。 ※「安全マニュアル」などの文書において、保険加入の推奨が明記されていることを想定しています。 ※文書への記載例として別紙1「安全安心マニュアル」を、チラシの例として別紙5「保険加入の推奨について」を参照して下さい。

【一般】事故発生時対応に関する文書の作成

6	【事故予防体制】運動部の事故防止に関する安全管理意識の向上を図るため、マニュアルや啓発文書等の文書を作成している。
6-1	■運動部の事故発生時の対応（含む対応フロー及び緊急連絡先）を記した文書を作成している。 ※文書の例としては、別紙1「安全安心マニュアル」を参照して下さい。
6-2	■運動部の事故発生時の対応を記した文書は、運動部の指導者及び学生がいつでも閲覧可能な状態にある。 ※閲覧可能な状態としては、文書の学内ポータルサイト上への掲示や、各運動部の部室への文書の備置などを想定しています。

【一般】安全管理に関する研修の実施

7	【事故予防体制】運動部の指導者に対する安全管理意識の向上を図る研修を1年に1回以上行っている。
7-1	■運動部の指導者が参加可能な安全管理（事故防止、事故発生時の対応等）に関する研修機会が1年に1回以上設けられている。 ※研修は、オンラインでの開催や、学外研修の参加でも構いません。 ※UNIVASが毎年定期開催する安全管理に関するセミナーへの参加でも構いません。

7-2	<p>■運動部の指導者が安全管理に関する研修会に1年に1回以上参加することを義務付け、参加できない場合の代替措置を明記した文書が作成されている。 ※文書の例としては、別紙1「安全安心マニュアル」を参照して下さい。</p>
8	<p>【事故予防体制】運動部の学生に対する安全管理意識の向上を図る研修を1年に1回以上行っている。</p>
8-1	<p>■運動部の学生が参加可能な安全管理（事故防止、事故発生時の対応等）に関する研修機会が1年に1回以上設けられている。 ※研修は、オンラインでの開催や、学外研修の参加でも構いません。 ※UNIVASが毎年定期開催する安全管理に関するセミナーへの参加でも構いません。</p>
8-2	<p>■各運動部において最低限1名の学生が安全管理に関する研修会に1年に1回以上参加することを義務付け、参加できない場合の代替措置を明記した文書が作成されている。 ※文書の例としては、別紙1「安全安心マニュアル」を参照して下さい。</p>
【一般】定期的な事故情報の共有	
9	<p>【事故予防体制】運動部リスク管理責任者は、運動部及び関係部署に対して、安全管理や事故に関する情報を1年に1回以上提供している。</p>
9-1	<p>■各運動部の活動中の事故情報を、1年に1回以上、運動部及び関係部署で共有する仕組みがあり、その仕組みについて言及した文書が作成されている。 ※関係部署としては、学生の健康管理に関する業務を担う健康管理課や施設管理を行う施設管理課などが考えられます。 ※個人情報を削除した形式での事故事例情報の共有を強く推奨します。</p>
9-2	<p>■大学外の運動部の活動中の事故情報を、1年に1回以上、運動部及び関係部署で共有する仕組みがあり、その仕組みについて言及した文書が作成されている。 ※大学外の事例としては、各競技団体が取りまとめた情報などが考えられます。 ※文書の例としては、別紙1「安全安心マニュアル」を参照して下さい。</p>
【一般】事故対応の責任体制	
10	<p>【緊急対応体制】各運動部における事故発生時の責任体制を明確にしている。</p>
10-1	<p>■各運動部に、活動中に発生した事故に対応する責任者（以下「運動部事故対応責任者」）が配置され、かつ配置することを定めた文書がある。 ※運動部事故対応責任者としては、運動部の部長、指導者（監督、コーチ）、キャプテンなどを想定しています。 ※文書としては、「安全マニュアル」などに明記することを想定しています。文書の例としては、別紙1「安全安心マニュアル」を参照して下さい。 ※名称は、運動部事故対応責任者以外でも構いません。</p>
10-2	<p>■各運動部に、活動中に発生した事故に対応する担当者（以下「運動部事故対応担当者」）が配置され、かつ配置することを定めた文書がある。 ※運動部事故対応担当者としては、運動部の主務、マネージャーなどを想定しています。 ※文書としては、「安全マニュアル」などに明記することを想定しています。文書の例としては、別紙1「安全安心マニュアル」を参照して下さい。 ※名称は、運動部事故対応担当者以外でも構いません。</p>
【一般】事故の原因究明・再発防止	
11	<p>【事後対応体制】運動部の活動中に発生した事故の原因究明・再発防止策を講じている。</p>
11-1	<p>■運動部の活動中に事故が発生した場合に、分析・検証の対象となる事故を明確にした基準がある。</p>

	※基準としては、「入院以上」、「救急車を呼んだ場合」などを想定しています。
11-2	<p>■運動部の活動中に入院を必要とするレベル以上の事故が発生した場合に、原因究明、再発防止策を検討する仕組みがあり、その仕組みについて言及した文書が作成されている。</p> <p>※文書としては、「リスク管理規程」や「安全マニュアル」などに明記されていることを想定しています。</p> <p>※文書の例としては、別紙1「安全安心マニュアル」を参照して下さい。</p>
【一般】ハラスメント防止に向けた取組み	
12	<p>【ハラスメント防止体制】運動部の学生、指導者に対して、1年に1回以上、ハラスメント防止に関する研修を実施している。</p>
12-1	<p>■運動部の学生や指導者が参加可能なハラスメント防止に関する研修機会が1年に1回以上設けられている。</p> <p>※研修は、オンラインでの開催や、学外研修の参加でも構いません。</p> <p>※UNIVASが毎年定期開催するコンプライアンス（ハラスメント）セミナーへの参加でも構いません。</p>
12-2	<p>■各運動部において、最低限1名の学生及び指導者がハラスメント防止に関する研修会に1年に1回以上参加することを義務付け、参加できない場合の代替措置を明記した文書が作成されている。</p> <p>※文書の例としては、別紙1「安全安心マニュアル」を参照して下さい。</p>
13	<p>【ハラスメント防止体制】ハラスメントに関する相談窓口を設置し、運動部の学生、指導者に対して、いつでも利用できるような環境を整備している。</p>
13-1	<p>■ハラスメントに関する相談窓口又は内部通報窓口を設置し、運動部学生に周知している。</p> <p>※実名による相談、実名及び匿名による相談のいずれでも構いませんが、実名による相談の場合は、対応状況を通報者に適宜報告する制度となっている必要があります。</p> <p>※周知とは、公式HP上に制度の説明や設置規程を掲載することや、コンプライアンス研修会にて説明することなどを想定しています。</p>
13-1	<p>■相談窓口又は内部通報窓口の通報先として、学内のほか、中立的な立場の学外の者（弁護士事務所や専門機関等）も選択できるようにしており、その点を周知している。</p> <p>※学外の者として、UNIVASの相談窓口を周知することでも構いません。</p> <p>※UNIVASの相談窓口の周知用のチラシは別紙8「UNIVAS相談窓口のご案内」を参照して下さい。</p>

(別紙1)

(雛形)

※貴学の実状に合わせて、責任者、担当者、担当部署、文書等の名称を変更して下さい。

●●大学運動部活動における安全・安心マニュアル

1. 本マニュアルの位置付け

本マニュアルは、本学における運動部活動の安全を確保するために、「平常時の対応」、「事故発生時の対応」及び「事故発生後の対応」に必要な事項を記載したものである。

2. 適用範囲

本マニュアルは、本学の体育会に所属する全ての運動部に適用する。また、本マニュアルは、これら運動部に所属する全ての者に活用されることを想定している。

3. 体制

運動部活動の安全確保に万全を期すために、本学に以下の者を置く。

a. 運動部リスク管理責任者

運動部のリスク管理全般に責任を有する者として運動部リスク管理責任者を置く。本学のスポーツ振興センター長^{※1}を運動部リスク管理責任者とする。[※1：貴学の実状に合わせて指定して下さい。スポーツ振興センター長の他に、スポーツ局長、学生課長、学生支援センター長などが想定されます。]

b. 運動部事故対応責任者

各運動部に、各運動部の活動中に発生した事故に対応するための責任者として運動部事故対応責任者を置く。各運動部の監督及びコーチ^{※3}を運動部事故対応責任者とする。[※3：貴学の実状に合わせて指定して下さい。監督やコーチの他に、運動部の部長、キャプテンなどが想定されます。]

c. 運動部事故対応担当者

各運動部に、各運動部の活動中に事故が発生した際に運動部事故対応責任者の指示を受けて適切な事故対応を行う運動部事故対応担当者を置く。各運動部の主務^{※4}を運動部事故対応担当者とする。[※4：貴学の実状に合わせて指定して下さい。主務の他に、運動部のマネージャーが想定されます。]

4. 心構え

運動部学生を始め運動部活動に関わる全ての者は、運動部活動が安全に遂行されるよう日頃から必要な事前の対応を施すとともに、万一事故が発生した場合、冷静かつ迅速に対応し、事故の影響を最小限に留めるよう努め、再発防止に万全を期すものとする。

5. 平常時の対応

事前の事故予防活動として以下の対応を実施する。

- a. リスクの洗出し
 - i. 運動部リスク管理責任者は、毎年1回、運動部活動中に発生する可能性のある事故とそれらの顕在化を防ぐための確認事項等をとりまとめた別紙2「事故のリスク一覧」の内容を実状に合わせて適宜更新する。
- b. 施設等の点検・改善
 - i. 運動部リスク管理責任者は、毎年1回、施設管理課^{※5}と連携し、別紙3「施設安全のチェックシート」を用いて施設、設備、用具を点検し、改善の必要な施設等を特定する。【※5：貴学の実状に合わせて担当部署を記載して下さい。】
- c. 施設等の改善要望への対応
 - i. 運動部の学生や指導者は、施設・設備・用具の破損、危険性を発見した場合には、別紙4「施設の補修申請書」を用いてその状況を運動部リスク管理責任者に報告し、改善要望を行う。
 - ii. 運動部リスク管理責任者は、前項により受領した「施設の補修申請書」をとりまとめて施設運営委員会^{※6}に報告の上、想定されるリスクに応じた対応の優先順位付け（又は施設・設備・用具の使用禁止の判断）についての検討を依頼する。なお、緊急を要する場合には、速やかに施設管理課に報告し、その対応を依頼する。【※6：貴学の実状に合わせて会議体を記載して下さい。】
- d. 保険加入の推奨
 - i. 運動部リスク管理責任者は、毎年5月に、各運動部の学生及び指導者の保険加入状況（加入の有無及び加入保険の補償範囲）を確認するとともに、別紙5「保険加入の推奨について」を用いて、運動部に必要な保険への加入を推奨する。
- e. 研修の実施
 - i. 運動部リスク管理責任者は、毎年、一般社団法人大学スポーツ協会（以下、「UNIVAS」という。）が開催する安全管理に関するセミナーのアーカイブ動画視聴会を学内で実施する（対象者の利便性を考慮し、同一内容の視聴会を3回程度行う。）。
 - ii. 運動部リスク管理責任者は、動画視聴会にて、別紙2「事故のリスク一覧」を用いて、運動部活動中に発生し得る事故の内容と、それらの事故の発生を防ぐためのチェックポイントを参加者と共に検討、確認し、参加者の安全管理意識の向上を図る。
 - iii. 各運動部の主務及びマネージャー^{※7}（運動部事故対応担当者）並びに監督及びコーチ（運動部事故対応責任者）は、毎年、前項の動画視聴会の何れかに参加しなければならない。【※7：運動部員全員に受講を義務付ける方が望ましいです。】
 - iv. 運動部リスク管理責任者は、第1項の動画視聴会に参加した者の一覧を作成し、保管する。
 - v. 特段の事由により、全ての動画視聴会に参加できない対象者がいた場合には、運動部リスク管理責任者は、別途動画視聴会を開催するなどし、当該対象者が動画視聴できるよう取り計らう。
- f. 事故情報・事故事例の共有
 - i. 運動部リスク管理責任者は、毎年4月に、前年度において各運動部の活動中に発生した事故の情報と、可能な範囲で競技団体から収集した事故の情報の一覧を

取りまとめ、各運動部の運動部事故対応責任者及び運動部事故対応担当者並びに健康管理課^{※8}及び施設管理課^{※8}に共有する。[※8：貴学の実状に合わせて担当部署を記載して下さい。]

- ii. 運動部事故対応担当者は、運動部にてミーティングを行い、前項により共有された一覧を用いて全運動部員の安全管理意識の向上を図る。

6. 事故発生後の初動対応

運動部の活動中に怪我人が発生した場合、運動部事故対応責任者及び運動部事故対応担当者が中心となり（運動部事故対応責任者及び運動部事故対応担当者が、怪我人が発生した現場にいない場合には、現場にいる者で協力して）、怪我のレベルに応じて以下の初動対応を行う。

- a. 怪我のレベルに応じた初動対応の実施



【重要連絡先一覧※9】

連絡先	名前	電話番号
(運動部内)	一	一
監督	※連絡先を各運動部内にて 共有しておいてください。	
コーチ		
トレーナー		
(学内連絡先 担当課)	一	一
運動部リスク管理責任者	●●●●●	●●●●●
警備室	●●●●●	●●●●●
健康管理室	●●●●●	●●●●●
(近隣病院)	一	一
●●内科	一	●●●●●
●●整形外科	一	●●●●●
●●病院	一	●●●●●

救急相談センター # 7 1 1 9

(救急車を呼ぶべきか迷ったりしたときに相談する公的な相談窓口)

[※9 : 貴学の実状に合わせて必要な重要連絡先を記載して下さい。]

b. 事故情報の報告

- i. 運動部事故対応責任者及び運動部事故対応担当者（運動部事故対応責任者及び運動部事故対応担当者がいない場合には、怪我人が発生した現場にいる者は、レベル2、3と判断した場合には、怪我人の身体の安全確保（手当・処置、19番通報、病院連絡・準備、緊急手当て）を行った後、[別紙6「事故発生報告書」](#)を用いて速やかに運動部リスク管理責任者に状況を報告する。）
- ii. 前項の報告を受けた運動部リスク管理責任者は、運動部事故対応責任者及び運動部事故対応担当者と協力して事故対応を行う。
- iii. 運動部リスク管理責任者は、必要に応じて、「事故発生報告書」を用いて健康管理課※10及び施設管理課※10に事故対応状況を共有する。[※10 : 貴学の実状に合わせて担当部署を記載して下さい。]
- iv. 運動部リスク管理責任者は、「事故発生報告書」を適切に保管する。

7. 初動対応後の対応

発生した事故への初動対応が完了した後に、以下の対応を実施する。

a. 原因究明・再発防止

- i. 運動部事故対応責任者は、項目6aに示すレベル2及び3の事故が発生した場合には、当該事故の初動対応が完了した後に、遅滞なく当該事故が発生した原因を特定するとともに、再発させないための防止策を検討し、その結果を[別紙7「事故原因究明・再発防止策検討シート」](#)にとりまとめ、運動部リスク管理責任者に提出する。
- ii. 前項の検討シートを受領した運動部リスク管理責任者は、その内容を確認し、記載漏れなどがある場合には再提出を求め、記載内容が適切と判断した場合には、その旨を運動部事故対応責任者に回答し、再発防止の徹底を指示する。
- iii. 前項の回答を受領した運動部事故対応責任者は、運動部員に再発防止策を周知し、その徹底を指示する。
- iv. 運動部リスク管理責任者は、事故の発生原因が施設に起因するものであった場合には、[別紙4「施設の補修申請書」](#)を作成し、施設管理課※11に提出する。[※11 : 貴学の実状に合わせて担当部署を記載して下さい。]

8. ハラスメントの防止

ハラスメントの防止活動として以下の対応を実施する。

a. ハラスメント研修の実施

- i. 運動部リスク管理責任者は、毎年、UNIVASが開催する、ハラスメントに関するコンプライアンス研修のアーカイブ動画視聴会を学内で実施する（対象者の利便性を考慮し、同一内容の視聴会を3回程度行う）。
- ii. 各運動部の主務及びマネージャー^{※12}（運動部事故対応担当者）並びに監督及びコーチ（運動部事故対応責任者）は、毎年、前項の動画視聴会の何れかに参加しなければならない。[※12：運動部員全員に受講を義務付ける方が望ましいです。]
- iii. 運動部リスク管理責任者は、第1項の動画視聴会に参加した者の一覧を作成し、保管する。
- iv. 特段の事由により、全ての動画視聴会に参加できない対象者がいた場合には、運動部リスク管理責任者は、別途動画視聴会を開催するなどし、当該対象者が動画視聴できるよう取り計らう。

b. ハラスメントに関する相談窓口の周知

- i. 運動部リスク管理責任者は、前項の動画視聴会において、学内に設置されたハラスメントに関する相談窓口を周知する。また、学外に設置された相談窓口として、[別紙8「UNIVAS相談窓口のご案内」](#)を用いてUNIVAS相談窓口を紹介する。

9. 本マニュアルの閲覧環境の整備

運動部リスク管理責任者は、運動部に所属する指導者及び学生を始めとする運動部活動に関わる全ての者が本マニュアルをいつでも閲覧できるよう、本学のポータルサイト上に本マニュアルの最新版を掲載する。

10. 本マニュアルの改廃

本マニュアルの改廃は、運動部リスク管理責任者の決裁をもって行う。

(以上)

制定・改廃履歴

2023年●月●日制定

202●年●月●日改定

[※13：制定日、改定日の履歴を残して下さい。]

[別紙2「事故のリスク一覧」](#)

[別紙3「施設安全のチェックシート」](#)

[別紙4「施設の補修申請書」](#)

[別紙5「保険加入の推奨について」](#)

[別紙6「事故発生報告書」](#)

[別紙7「事故原因究明・再発防止策検討シート」](#)

[別紙8「UNIVAS相談窓口のご案内」](#)

(別紙2)

事故のリスク一覧(離形)

[策定・更新日] 年 月 日

[実施者] 役職:

氏名:

プレーに関連する事故	
事故の種類	事故を顎在化させないためのチェックポイント
施設、用具の整備に起因する事故	<input type="checkbox"/> 破損、危険な突起物の有無の確認 <input type="checkbox"/> 倒れる危険性のあるものの固定状況の確認 <input type="checkbox"/> 緩み、腐食、水漏れの確認
施設・用具の配置に起因する事故	<input type="checkbox"/> 適切な活動人数の考慮 <input type="checkbox"/> 安全を確保した用具の準備 <input type="checkbox"/> 安全な動線の確保(安全な配置) <input type="checkbox"/> 良好な環境の確保(照明、換気など)
健康・身体能力の管理に起因する事故	<input type="checkbox"/> 無理をさせない <input type="checkbox"/> 睡眠不足か <input type="checkbox"/> 不安定な心理状態か <input type="checkbox"/> 心疾患はないか <input type="checkbox"/> 試合、競技を安全に行うためのスキルは十分か
気象状況	<input type="checkbox"/> 雷鳴が聞こえたら活動を中止し、屋内へ避難。雷の音が止んでも20分は屋外に出ない <input type="checkbox"/> 热中症の予防
その他	<input type="checkbox"/> 特に冬季活動時、十分な準備運動を行っているか <input type="checkbox"/> 頭のケガの場合、軽微な事故でも注意(影響が後で出る可能性)

施設に起因する事故	
事故の形態	確認事項
転落事故	<input type="checkbox"/> 立入禁止場所の把握、施錠 <input type="checkbox"/> 防護柵の設置 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 天窓 <input type="checkbox"/> パルコニー <input type="checkbox"/> 低い手すり <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> ひさし <input type="checkbox"/> 吹き抜け
衝突事故	<input type="checkbox"/> 石、金属の露出 <input type="checkbox"/> 面取りしていない柱 <input type="checkbox"/> 大きなガラス(視認性の確保等)
転倒事故	<input type="checkbox"/> 水漏れ(雨漏り等) <input type="checkbox"/> 床材の剥がれ
挟まれ事故	<input type="checkbox"/> 屏、窓、戸袋等の隙間 <input type="checkbox"/> 防火扉、シャッター <input type="checkbox"/> 門、側溝の蓋 <input type="checkbox"/> その他、開口部
落下物による事故	<input type="checkbox"/> 天井材、外壁材 <input type="checkbox"/> 天井への設置物(照明、テレビ等) <input type="checkbox"/> 書棚等への収容物
倒木、落枝	<input type="checkbox"/> 枯れた樹木、根のはり具合

2023年5月19日

(別紙3)

施設安全のチェックシート（雑形）

NOTE:

2023年5月19日

(別紙4)

年 月 日

施設の補修申請書（雛形）

施設課長（運動部リスク管理責任者） 御中

所 属

氏 名

下記の補修を依頼致します。

施設名	補修依頼箇所
状況	

(施設)課 記入欄

(施設)課 意見			
補修発注者		補修発注日	
補修業者名		補修予定日	
		補修完了日	

2023年5月19日

(別紙5)

2023年●月●日
リスク管理責任者

保険加入の推奨について（雛形）

大学では、万一の事故等に備えて、入学時に「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」に加入しています。しかし、怪我の状況によっては補償内容が十分ではなかったり、賠償責任保険（相手に怪我をさせてしまった場合の保険）は学研災では補償されませんので、任意で以下に示す「学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）」や「スポーツ安全保険」への加入を推奨いたします。

【学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）】

付帯学総は、「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」及び「学研災付帯賠償責任保険」では補償が不足すると思われる場合に、学研災に加えて任意で加入できる保険です。

※詳細は以下のとおり。

学研災付帯学生生活総合保険（略称「付帯学総」）

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-gakuso.htm>

【スポーツ安全保険】

公益財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」への加入はクラブ単位での加入となり、クラブで手続きを行う必要があります。この保険は、スポーツ活動だけではなく、文化活動、レクリエーション、ボランティア活動でも保険の対象となります。怪我の多いクラブや、賠償責任（他人に怪我をさせてしまうこと、他人の物を壊してしまうこと）が発生するおそれのあるクラブは、積極的に加入をしましょう。

※詳細は以下のとおり。

スポーツ安全保険のしおり

<https://www.sportsanzen.org/hoken/grjkk10000000kre-att/grjkk10000000n3n.pdf>

2023年5月19日

(別紙6)

事故発生報告書（第　　報）（雛形）

詳細	
事故発生日時	年　　月　　日 () 午前・午後　　時　　分
事故発生場所	施設名（住所）、発生場所
事故の内容	事故の詳細、経緯 負傷者の有無、程度 負傷者（有・無）→有の場合、（　　）名
事故の経緯 ※「いつ、どこで、誰が、どうした」を明記すること	時　　分　　(事故発生) 時　　分　　(発見) 時　　分　　(通報) 時　　分
作成者	(名前) (所属) (連絡先)
作成日時	年　　月　　日 () 午前・午後　　時　　分

2023年5月19日

(別紙7)

年　月　日

事故原因究明・再発防止策検討シート（雛形）

リスク管理責任者 御中

所属

氏名

事故発生日時	年　　月　　日 () 午前・午後　　時　　分
事故発生場所	施設名（住所）、発生場所
事故の内容	事故の詳細、経緯 負傷者の有無、程度 負傷者（有・無）→有の場合、（　　）名
事故の経緯 ※「いつ、どこで、誰が、どうした」を明記すること	（事故発生） (発見) (通報)
原因	
再発防止策	
コメント	

(別紙8)



UNIVAS相談窓口は、大学生の皆さんのが大学スポーツに健全に取り組むことができる環境を整備するためにUNIVASが設置した相談窓口です。本窓口は、選手や、マネージャー、コーチ等の学生スタッフとして、UNIVASに加盟する大学または競技団体に所属し、大学スポーツに取り組む学生または大学卒業もしくは所属後3年を経過しない皆さん、その親族、指導者及びチームスタッフの方が無料でご利用頂けます。

■相談できる内容について

監督、コーチ、顧問等の指導者、サポートスタッフ、選手などの大学スポーツ関係者が関与する以下の行為について、相談を行うことができます。

- ・暴力、暴言、脅迫及び威圧等、競技の範囲を超えて学生に身体的又は精神的苦痛を与える行為（パワハラ行為）
- ・学生に不快感を与える性的な言動（セクハラ行為）
- ・差別、義務のない行為の強要、試合の不正操作、ドーピング等、大学スポーツにおける正当又は健全な活動を、直接又は間接的に妨害する行為
- ・その他、大学スポーツに関連して行われる違法行為、加盟団体規則違反行為またはそれらに準じる社会規範に照らして不適切な行為

■相談の流れ



UNIVAS相談窓口へご相談頂く際は、ウェブフォームでご連絡ください。



<https://www.univas.jp/soudan/>

WEBフォームから相談する